



2025 年 10 月 20 日

各 位

会社名 株 式 会 社 e n i s h
住所 東京都港区六本木六丁目 1 番 20 号
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 安 徳 孝 平
(コード番号：3667)
問い合わせ先 管理本部 管理本部長 高 木 和 成
TEL.03 (6447) 4020

「業績目標及び時価総額条件付き有償ストック・オプション (新株予約権) の発行に関するお知らせ」一部変更等について

当社は、2025 年 9 月 26 日に開示いたしました「業績目標及び時価総額条件付き有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」による第 21 回新株予約権の発行につきまして、2025 年 10 月 19 日開催の取締役会において、行使条件および割当日等を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2025 年 9 月 26 日に、中長期的な企業価値および株主価値の向上を実現するためには、役員が株価上昇および業績改善に強くコミットすることが不可欠であるとの認識のもと、あらかじめ定めた業績条件および株価条件の達成を行使条件とするストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしました。

しかしながら、中長期的な取り組みを推進する中で、役員の任期が 1 年であることや、定年を迎える従業員が存在すること等の事情を踏まえ、また、ストック・オプション（新株予約権）が勤務の対価ではなく、業績条件および株価条件の達成を目的としたインセンティブであることを鑑み、第 21 回新株予約権の行使条件の一部を変更することといたしました。

あわせて、ストック・オプションの割当について、対象者が慎重に検討するための時間を確保する観点から、第 21 回新株予約権の割当日、金銭の払込みの期日および申込期日についても変更するものです。

なお、今回の変更に際しては、当初行使条件に基づくオプションから価値の変動がないことを確認しております。

2. 変更内容

下線部につき、以下のとおり変更いたします。

(変更前)

3. 新株予約権の内容

(6) 新株予約権の行使の条件

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の割当日

2025 年 10 月 20 日

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025 年 10 月 20 日

9. 申込期日

2025 年 10 月 10 日

(変更後)

3. 新株予約権の内容

(6) 新株予約権の行使の条件

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職、または当該新株予約権者に帰責事由のない解任の場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の割当日

2025 年 11 月 21 日

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025 年 11 月 21 日

9. 申込期日

2025 年 11 月 11 日

以上